

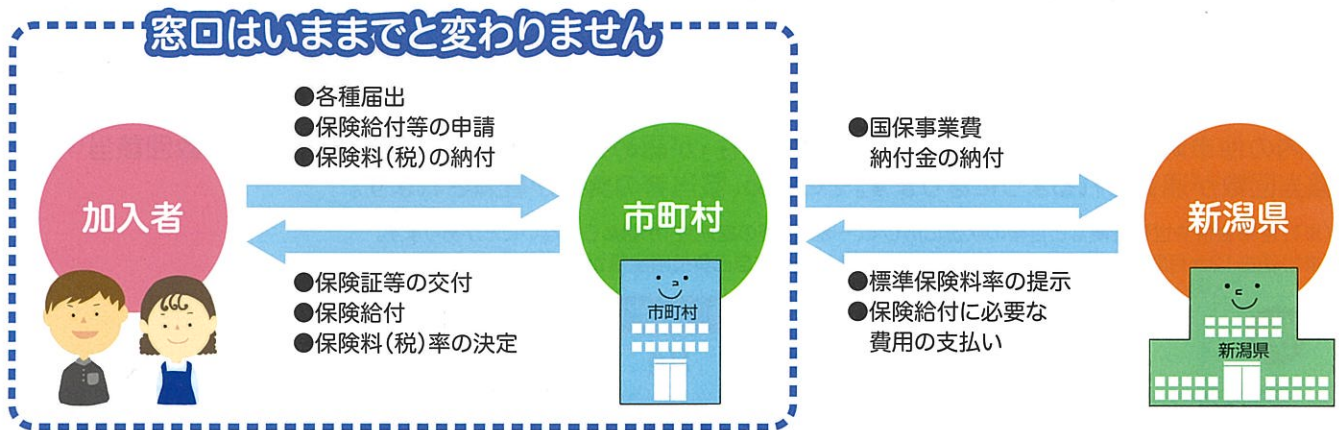
平成30年
4月から

国保に加入しているみなさまへ

国保制度が変わります

現在、国民健康保険(国保)は市町村がそれぞれ運営していますが、平成30年4月からは県も市町村と一緒に運営していきます。これにより、安定的に国保制度を運営することが可能となります。

平成30年4月からのイメージ図



加入者への影響は?

変わること

- 高額療養費の多数回該当が県単位で通算され、負担が軽減されます

※詳しくは裏面をご覧ください。

変わらないこと

- 医療機関のかかり方

医療機関には、これまでどおり保険証を提示することで受診することができます。

- 届出や申請の窓口・保険料(税)の納付先

加入・脱退などの各種届出や高額療養費の申請、保険証や限度額適用認定証の交付申請などは、これまでどおりお住まいの市町村の国保担当窓口で行うことができます。

保険料(税)は、これまでどおりお住まいの市町村に納めます。



新潟県・市町村国民健康保険

お問い合わせは、お住まいの市町村国保担当窓口へお願いします

国保制度改正Q&A

Q なぜ制度改正が行われるの？

A 国保は、高齢者の割合が高く、加入者の所得水準が低いといった構造的な課題があります。
この課題に対し、安定的に国保制度を運営するために、県と市町村が一緒になって運営していくことになりました。また、市町村事務の効率化・標準化を推進していきます。
国保制度を将来に継続させていくため、平成30年度からの制度改正にご理解、ご協力をお願いいたします。



Q 保険料(税)率は新潟県内で統一されるの？

A 当面の間は統一されず、これまでどおり各市町村が決定します。
将来的には、加入者のみなさまの負担を配慮しながら、統一を目指すこととなります。

Q 特定健診などの保健事業も変わるの？

A これまでと変わりません。今後もお住まいの市町村が窓口となり、実施していきます。

高額療養費の多数回該当の県単位での通算について

県内の他市町村へ転出した場合で「世帯の継続性」が認められた場合^(※1)、高額療養費の多数回該当^(※2)の該当回数が通算されるようになります。そのため、該当者の負担が軽減されます。

(※1) 世帯合併や世帯分離など世帯の状況に応じて、一部「世帯の継続性」が認められないことがあります。

(※2) 過去12か月間で高額療養費の支給が4回以上ある場合に自己負担限度額が引き下げられる制度



保険証について

現在お持ちの保険証は、有効期限まで使用できます。
県が加わることに伴い、保険証や限度額適用認定証等の様式が一部変更となります。
新しい保険証への切り替えは、平成30年8月1日の保険証更新時となります。



現在

国民健康保険 被保険者証	有効期限 年 月 日
記号 氏名 生年月日 資格取得年月日 交付年月日	番号 性別 年 月 日 年 月 日 年 月 日
世帯主氏名 住所 保険者番号 保険者名	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 印

平成30年8月1日以降

新潟県 国民健康保険 被保険者証	有効期限 年 月 日
記号 氏名 生年月日 適用開始年月日 交付年月日	番号 性別 年 月 日 年 月 日 年 月 日
世帯主氏名 住所 保険者番号 交付者名	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 印

※イメージであり、実際の保険証とは異なります。